業　務　仕　様　書

1　業務名

地震発災初期における地域防災活動支援ニーズ調査等実施業務

2　業務目的・概要

西区では北海道胆振東部地震の発災を踏まえ、来年度に地震発災初期における地域住民による自主的な防災活動を促進・充実させるための支援事業を実施する予定である。

そこで本業務では、連合町内会を対象に北海道胆振東部地震発災初期における地域防災活動の現状や課題・問題について実態を把握し、地域のニーズに応じた効果的な支援方策・プログラムづくりを検討することを目的とする。

3　業務概要

（1）連合町内会に対するグループインタビューの実施
（2）今後必要な支援施策・プログラムの検討及び提案

4　履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

5　業務内容

⑴　連合町内会グループインタビューの実施

西区内にある 11 の連合町内会の役員等を対象に、北海道胆振東部地震発災後に行った（もしくは行うべきであった）地域防災活動の課題や問題等についてグループインタビューを行い、その実態を把握する。

①　グループインタビュー項目の作成

北海道胆振東部地震発災後に行った地域防災活動の課題･問題について率直に意見が伺えるように工夫する。また、既存の地域防災活動の取組や地域ごとの差異を踏まえて項目を作成すること。

②　グループインタビューの実施

ア）実施対象

西区内の各連合町内会の役員等、各地区 5～6 名前後とする。

※　連合町内会から要望があった場合、実施対象者が 10～15 名程度まで増える場合があるが、インタビュー実施回数は増やさない。

イ）実施期間

令和元年 12 月中旬～令和 2 年 3 月初旬を予定。

※　令和元年 11 月 28 日に行われる西区連合町内会連絡協議会において、グループインタビュー項目を事前に周知する予定。

ウ）実施回数・実施時間

原則、連合町内会単位で実施する（各地区 1 回、計 11 回実施）。
（連合町内会の要望により複数の連合町内会を同時に実施する場合がある）
実施時間は各回地域の状況に応じて 1～2 時間程度とする。

エ）実施日程の調整

実施日程は委託者がとりまとめる。日程の詳細については、連合町内会、委託者、受託者のスケジュールを確認して決定することとなるが、調整の結果、平日の 17 時以降や土日の実施となる場合がある。

オ）当日の実施

インタビュアー1 名以上を配置する。

カ）その他

インタビュー実施会場の確保は、委託者が行うこととし、本業務には含まない。

③　グループインタビュー記録の作成

連合町内会ごとにグループインタビュー記録を作成する。また、全ての連合町内会へのグループインタビュー記録に基づき、課題や問題を整理する。

⑵　今後必要な支援方策・プログラムの提案

上記⑴の調査・分析を踏まえ、来年度以降西区で必要と考えられる具体的な支援方策・プログラム等の提案を行う。

6　成果物の作成

調査報告書：1 部
調査報告書の編集可能な電子データ等：CD・DVD 等の記録媒体 1 枚

7　権利関係

⑴　本業務における制作物の取扱い

① 本業務の履行における作成物の所有権は、すべて札幌市のものとする。

② 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の

著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に札幌市に無償で譲渡するものとする。

⑵　知的財産権の使用について

① 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

② 前項①にかかわらず、札幌市がその方法を指定した場合は、この限りではない。当該業務に関する著作権等の知的所有権は、すべて委託者に帰属するものとする。

8　個人情報の取扱い

⑴　受託者又は受託者の従業員は、本契約の履行期間及び履行後において、役務の遂行上知り得た一切の秘密を他人に漏らしてはならない。

⑵　受託者は、受託者の従業員に対し、前項⑴の秘密保持について適切な指導管理を行うこと。

⑶　この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別添「個人情報取扱注意事項」を順守すること。

⑷　上記⑴～⑶に定める事項について、委託者が必要と認めた場合、受託者に対して立ち入り検査を行うことができることとする。

⑸　前項⑷に定める立ち入り検査は受託者に予告せず行うことができることとする。

9 その他

業務の細部や本仕様書に疑義が生じた事項については、委託者と受託者の双方　協議のうえ決定するものとする。

【別添「個人情報取扱注意事項」】

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）
第１　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）
第２　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）
第３　受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）
第４　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）
第５　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）
第６　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）
第７　受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）
第８　委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。